交 企 発 第 4 8 2 号 交 機 発 第 3 8 4 号 平成 1 2 年 1 2 月 2 0 日

各警察署長 殿

岐阜県警察本部長

二輪車セーフティ・ライダー・クラブの育成について(一般通達)

二輪運転者及び若年運転者の交通事故防止活動の一環として、下記のとおり二輪車セーフティ・ライダー・クラブの育成を図ることとしたから、効果の挙がるよう積極的に推進されたい。

記

## 1 育成の趣旨

二輪車は、その軽敏性、機動性等の特性に加え、規制緩和や二輪車自体のファッション性が若者に受け入れられ、その保有状況は年々増加傾向を示し、二輪車事故の増加が懸念される。

そのため、「二輪車の安全な利用による優良運転者への育成」を主眼とした「二輪車 セーフティ・ライダー・クラブ」を育成し、これら二輪車の安全な利用を促進するとと もに、二輪車の交通事故防止を図る。

2 育成要領等 別紙のとおり。

## 3 留意事項

- (1) 二輪車セーフティ・ライダー・クラブは、その趣旨及び目的を理解し、自発的な意思の下に加入する者を対象とし、組織化を強行したり、過大な活動を課すなど、押し付けととられないよう配意すること。
- (2) 既存組織を二輪車セーフティ・ライダー・クラブとして発足させる場合は、そのリーダー等に対し、構成員の使用する二輪車が不法改造や整備不良でないかを点検し、 これを整備させた上で加入させるよう指導すること。
- (3) 二輪車セーフティ・ライダー・クラブは、既存の良質な組織として活動中のクラブ 等を基盤とするほか、単独あるいは小集団で暴走する者や交通安全に無関心な二輪車 愛好者を積極的に加入させ、組織構成員としての心理的連帯感を醸成するとともに、 その者の資質、安全意識等を把握して具体的指導を行うこと。
- (4) 各季の交通安全運動への参加のほか、自主的な交通安全活動を促進するとともに、優良運転者の育成を図るため、優良な会及び会員に対する賞揚について配意すること。

## 【別紙及び別記省略】